

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長	渡辺 孝男（公明）	尾辻 秀久（自民）	松岡 徹（民主）
理 事	松村 龍二（自民）	山東 昭子（自民）	築瀬 進（民主）
理 事	吉田 博美（自民）	陣内 孝雄（自民）	浜四津 敏子（公明）
理 事	千葉 景子（民主）	関谷 勝嗣（自民）	井上 哲士（共産）
理 事	木庭 健太郎（公明）	鶴保 庸介（自民）	扇 千景（無）
	青木 幹雄（自民）	江田 五月（民主）	角田 義一（無）
	荒井 正吾（自民）	前川 清成（民主）	
			(17.3.8現在)

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議2件）及び衆議院提出（法務委員長）1件の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願19種類256件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

民事関係 不動産登記法等の一部を改正する法律案は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界特定手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備しようとするものである。委員会においては、筆界特定制度を導入する意義、登記所備付地図の整備状況、筆界特定制度と境界確定訴訟相互の関係、司法書士法等の改正の背景及び意義、筆界特定の結果の登記事務への反映、手続費用負担の在り方、筆界特定制度の手数料の額の見込み、認定司法書士が代理できる「上訴の提起」の範囲等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案は、「1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書」の締結に伴い、その改正の内容に即して、船舶の運航による損害が発生した際の船主等の責任の制限に関し、責任限度額の引上げ、旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃その他所要の規定を整備するものである。委員会では、船主側及び被害者側から見た新たな責任限度額の妥当性、人的損害債権の取扱いの在り方、責任限度額と船主責任保険との関係、今後の船主責任制限制度の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

会社法案は、会社に係る各種制度について、最近の社会経済情勢の変化に対応する

ため、体系的、抜本的に見直すとともに、これを現代用語の表記に改めた上、分かりやすく再編成し、新たな法典を創設するものである。なお、衆議院において、責任追及等の訴えを制限する事由の一部削除などの修正が行われた。**会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、会社法の施行に伴い、有限会社法等の関係法律の廃止などを行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。なお、衆議院において、会社法案の修正に伴い、証券取引法等の規定を整備する修正が行われた。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、最低資本制度撤廃の必要性及び債権者保護策、敵対的買収に対する公正で合理的な防衛策の在り方、会計参与制度創設の意義及びその活用策、合同会社と有限責任事業組合との相違及び課税の在り方、擬似外国会社に関する規律と対日投資への影響等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行い、また、財政金融委員会及び経済産業委員会との連合審査会を開催した。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、会社法案に対し、擬似外国会社に係る規定を削除する旨の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、会社法案は多数をもって原案どおり可決された。また、整備法案は多数をもって原案どおり可決された。なお、会社法案に対し、附帯決議が付された。

刑事関係 **刑法等の一部を改正する法律案**は、平成12年11月に国際連合で採択されたいわゆる「人身取引議定書」及び「密入国議定書」の締結に伴い、また、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等にかんがみ、刑法において人身売買罪の新設、略取・誘拐罪の構成要件の見直し、逮捕・監禁罪等の法定刑の引上げ等を行うとともに、入管法において旅券等の不正受交付罪等の新設、上陸拒否事由、退去強制事由及び在留特別許可事由等の改正のほか、運送業者の旅券等の確認義務や外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を行うものである。委員会においては、人身売買罪の構成要件の明確性、人身取引の実態と実態把握の仕方、被害者保護の現状と保護の在り方、被害者に対する情報提供の在り方、被害者保護のための包括的な法整備の必要性等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案は、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、受刑者等の権利及び義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続、効果的な処遇方法等を定めるほか、受刑者等による不服申立ての制度を整備しようとするもので、衆議院において、目的規定や刑事施設視察委員会の意見公表に係る規定等を改めるほか、法施行後5年以内の見直し規定を追加する修正が行われた。委員会においては、刑事施設の過剰収容対策、施設内処遇及び社会内処遇の在り方、刑事施設における医療体制整備の在り方、刑事施設の運営の透明性確保等について質疑が行われ、参考人からの意見聴取及び府中刑務所等の実情調査を行った後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付さ

れた。

このほか、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び台湾からの観光客に対する査証免除措置を恒久化する出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案が可決された。

〔国政調査等〕

3月8日、法務行政の基本方針について南野法務大臣から所信等を聴取した。

同日、第161回国会閉会後の1月13日、14日の2日間にわたり、司法行政及び法務行政等に関する実情調査のため、福島県及び宮城県において実施した委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月10日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、日本司法支援センターと地方自治体による取組との関係、新しい筆界特定制度の意義及び土地家屋調査士等の新たな役割、性犯罪者に対する矯正処遇の現状及び実効性の確保策、保護司活動の基盤強化についての大蔵所見、人身取引被害者の現状及び今後の対策等が取り上げられた。

3月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度法務省予算等の審査を行い、平成17年度予算における司法制度改革関連予算の内容、法務省における再犯防止のための取組方針、人身取引対策のための入管法改正の概要及び被害者保護のための具体的な内容、法務省及び裁判所の平成17年度予算の特徴、犯罪防止策の在り方等について質疑を行った。

7月21日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、テロの未然防止のための公安調査庁の対応・対策、犯罪被害財産を被害回復に充てるための法整備の意義、行刑施設の収容状況と改善策、郵政民営化の政府広報資料の記述が不適切とされる理由についての法務大臣の見解、選択的な夫婦別氏の導入についての法務大臣の所見等が取り上げられた。

8月4日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、入国管理難民認定法の特例法案において査証免除措置を継続する具体的地域、リーガル・セーフティネットの必要性に対する法務大臣の所見、総合法律支援法案可決の際の附帯決議の検討状況、団体訴訟導入の必要性とその検討状況、司法弱者のための弁護士費用片側的敗訴者負担制度導入の必要性等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成17年3月8日（火）（第1回）

- ・法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- ・法務行政の基本方針に関する件について南野法務大臣から所信を聴いた。
- ・平成17年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について滝法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
- ・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年3月10日（木）（第2回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・法務行政の基本方針に関する件について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、築瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年3月15日（火）（第3回）

- ・下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年3月17日（木）（第4回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について南野法務大臣、滝法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第11号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成17年3月18日（金）（第5回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(裁判所所管及び法務省所管)について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、千葉景子君（民主）、井上哲士君（共産）、木庭健太郎君（公明）、浜四津敏子君（公明）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年3月22日（火）（第6回）

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年3月29日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について南野法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第10号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成17年3月31日（木）（第8回）

- 不動産登記法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月5日（火）（第9回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。

- 不動産登記法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、参考人弁護士・日本弁護士連合会副会長益田哲生君、日本司法書士会連合会会长中村邦夫君及び日本土地家屋調査士会連合会会长西本孔昭君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、可決した。

- 質疑

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

- 参考人に対する質疑

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、江田五月君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

- 質疑

〔質疑者〕 前川清成君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法34号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成17年4月7日（木）（第10回）

- 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月12日（火）（第11回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 吉田博美君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第75号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

- ・刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月14日（木）（第12回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）について南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、千葉景子君（民主）、浜四津敏子君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年4月19日（火）（第13回）

- ・参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）について参考人明治大学大学院法務研究科・法学部教授川端博君、人身売買禁止ネットワーク（J N A T I P）共同代表・弁護士吉田容子君、特定非営利活動法人女性の家サーラー理事武藤かおり君及び国際移住機関（I O M）東京事務所長中山暁雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 荒井正吾君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年4月21日（木）（第14回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）について南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 荒井正吾君（自民）、林久美子君（民主）、松岡徹君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第52号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について南野法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴いた。

○平成17年4月26日（火）（第15回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山東昭子君（自民）、築瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年4月28日（木）（第16回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年5月10日（火）（第17回）

- ・参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について参考人中央大学法学部教授藤本哲也君、財団法人矯正協会附属中央研究所研究第一部長・中央大学大学院法学研究科兼任講師鴨下守孝君、東京都立松沢病院リハビリテーション科医長黒田治君、龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授浜井浩一君、弁護士・日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部本部長代行西嶋勝彦君及び障害者福祉施設支援スタッフ山本譲司君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（藤本哲也君、鴨下守孝君、黒田治君）に対する質疑

〔質疑者〕 山東昭子君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

・参考人（浜井浩一君、西嶋勝彦君、山本譲司君）に対する質疑

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年5月12日（木）（第18回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員山内おさむ君、同津川祥吾君、南野法務大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、松岡徹君（民主）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年5月17日（火）（第19回）

- ・政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- ・**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について南野法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 千葉景子君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第77号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成17年5月19日（木）（第20回）

- ・政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- ・**会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）**

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴いた後、同松野信夫君、同伴野豊君、同津川祥吾君、同山内おさむ君、南野法務大臣、七条内閣府副大臣、滝法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、築瀬進君（民主）、大久保勉君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年6月7日（火）（第21回）

- ・参考人の出席を求めるることを決定した。
- ・**会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）**

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授神田秀樹君、弁護士・日本弁護士連合会副会長益田哲生君、弁護士太田洋君、税理士・米国公認会計士坂本孝司君及び全国中小企業団体中央会専務理事成宮治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- ・参考人（神田秀樹君、益田哲生君、太田洋君）に対する質疑

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、大門実紀史君（共産）

- ・参考人（坂本孝司君、成宮治君）に対する質疑

〔質疑者〕 松村龍二君（自民）、広田一君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

また、両案について財政金融委員会及び経済産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成17年6月9日（木）

法務委員会、財政金融委員会、経済産業委員会連合審査会（第1回）

- ・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、谷垣財務大臣、中川経済産業大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、小林温君（自民）、藤末健三君（民主）、大塚耕平君（民主）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成17年6月9日（木）（第22回）

- ・政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- ・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、七条内閣府副大臣、滝法務副大臣、段本財務大臣政務官、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、前川清成君（民主）、峰崎直樹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年6月14日（火）（第23回）

- ・政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- ・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、滝法務副大臣、富田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕前川清成君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年6月16日（木）（第24回）

- ・政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- ・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、滝法務副大臣、小此木経済産業副大臣、上田財務副大臣、七条内閣府副大臣、富田法務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕魚住汎英君（自民）、松村龍二君（自民）、前川清成君（民主）、広野ただし君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年6月23日（木）（第25回）

- ・政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- ・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣、滝法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕尾立源幸君（民主）、峰崎直樹君（民主）、築瀬進君（民主）、井上哲士君（共産）

○平成17年6月28日（火）（第26回）

- ・政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- ・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について南野法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕築瀬進君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第81号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 無

（閣法第82号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成17年7月21日（木）（第27回）

- ・政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- ・テロリズムへの対応に関する件、政府広報制作資料の表現に関する件、選択的夫婦別氏制度の導入に関する件、貸金業利用者の保護に関する件、難民政策に関する件、心神喪失者等医療観察法の施行に関する件、住宅リフォームの悪質商法対策に関する件、成年後見制度に関する件、裁判員制度に関する件、犯罪収益の没収による被害者対策に関する件等について南野法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、松岡徹君（民主）、前川清成君（民主）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成17年8月4日（木）（第28回）

- ・政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- ・入国管理政策に関する件、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する件、更生保護の在り方に関する件、犯罪被害者に対する捜査資料等の開示に関する件等について南野法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕築瀬進君（民主）、井上哲士君（共産）

- ・出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案（衆第34号）（衆議院提出）について提出者衆議院法務委員長代理平沢勝栄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第34号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,557人に、判事補の員数を35人増加し880人に、それぞれ改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を10人増加し、22,083人に改める。
- 三、この法律は、平成17年4月1日から施行する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めるほか、編入合併後も従前の簡易裁判所の管轄区域が維持される範囲を拡大するための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、新潟県新津市の同県新潟市への編入合併に伴い、新潟簡易裁判所及び新津簡易裁判所の管轄区域の表示を変更する。
- 二、一の裁判所の所在地の属する行政区画が、他の裁判所の管轄区域に属する行政区画に編入合併された場合に、従前の裁判所の管轄区域の範囲を維持するための規定を整備する。
- 三、市町村の廃置分合等に伴い、今津簡易裁判所ほか5庁の名称を変更する。
- 四、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の所在地及び管轄区域の表示について、所要の整理を行う。
- 五、この法律は、平成17年3月21日から施行する。

不動産登記法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界の特定についての手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 不動産登記法の一部改正

- 一、土地の筆界の特定は、筆界特定登記官が、土地の所有権の登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて行う。
- 二、筆界調査委員は、筆界の特定に関する知識経験を有する外部専門家のうちから、法務局長が任命し、事件ごとに指定する。
- 三、筆界特定の手続において、対象となる土地の所有権登記名義人等には、意見を述べ、資料を提出する機会が与えられる。
- 四、筆界特定の手続の記録は、登記所において公開する。

第二 司法書士法の一部改正

- 一、簡易裁判所における訴訟手続について代理することができる司法書士は、自ら代理人として関与している簡易裁判所における事件の上訴の提起を代理することができる。
- 二、一の司法書士は、紛争の目的の価額が140万円を超えない民事紛争の仲裁手続について代理することができる。
- 三、一の司法書士は、筆界特定の対象となる土地の価額に基づき法務省令で算定する額が140万円を超えないときは、筆界特定の手続について代理することができる。

第三 土地家屋調査士法の一部改正

- 一、土地家屋調査士は、筆界特定の手続について代理することができる。
- 二、所定の研修の課程を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であって法務大臣が指定する団体が行うものについて、弁護士との共同受任を条件として、代理することができる。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一、筆界特定制度が、簡易迅速に土地の筆界を特定する手段であることが広く国民に理解され、活用されるよう、その意義及び内容等について周知徹底に努めること。
- 二、筆界特定が土地所有権に事実上重大な影響を与えるものであることにかんがみ、筆界特定手続の運用に当たっては、申請人、関係人等の意見の陳述の機会を十分に付与する

など、制度の適正・公正さを確保するよう努めるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。

三 筆界特定制度において申請人が負担する申請手数料及び手続費用については、筆界の有する公共性にかんがみ、国民に過大な負担を強いることのないよう、公費負担を含め、十分な検討を行うこと。

四 筆界特定制度が国民に利便性の高いものとなるよう、簡易裁判所における調停手続及び裁判外紛争解決手続との連携について必要な検討を行うこと。

五 境界確定訴訟の結果を登記事務に反映させることができるように、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携を含め、十分に配慮すること。

六 筆界特定制度が円滑・適正に運用されるよう、筆界特定登記官の能力の向上を図るための所要の措置を講ずるとともに、登記所備付地図の作成・整備が一層促進されるよう、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。

七 土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な研修については、その内容等が国民の信頼と期待に十分応えるものとなるよう、能力担保措置に万全を期すこと。

右決議する。

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結に伴い、並びに近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等にかんがみ、人身売買の罪及び旅券等不正受交付等の罪を新設し、逮捕及び監禁の罪等の法定刑を引き上げるなどとともに、上陸拒否事由、退去強制事由、運送業者の旅券等の確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 刑法の一部改正

- 一、人身売買の罪を新設する。
- 二、「生命若しくは身体に対する加害目的」による略取行為等の処罰規定を整備する。
- 三、被略取者等の輸送、引渡し、藏匿行為の処罰規定を整備する。
- 四、国外移送目的の略取及び誘拐の罪の構成要件を「日本国外移送」から「所在国外移送」に拡大する。

五、逮捕及び監禁の罪の法定刑の上限を懲役5年から7年に引き上げる。

六、未成年者略取及び誘拐の罪の法定刑の上限を懲役5年から7年に引き上げる。

第二 出入国管理及び難民認定法の一部改正

- 一、人身取引等の定義規定を新設する。
- 二、人身取引等された者について一部の上陸拒否事由及び退去強制事由から除く。

- 三、人身取引等されたことを上陸特別許可事由及び在留特別許可事由に加える。
 - 四、人身取引等の加害者について新たに上陸拒否事由及び退去強制事由を設ける。
 - 五、他人の不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅券等の不正受交付等の罪を新設する。
 - 六、運送業者の旅券等の確認義務及び確認を怠った場合の過料に関する規定を新設する。
 - 七、外国入国管理当局に対する情報提供規定を新設する。
- 第三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正
- 一、新設する人身売買の罪及び旅券等の不正受交付の罪等を犯罪収益等の前提犯罪に追加する。
 - 二、組織的な逮捕及び監禁の罪の法定刑の上限を懲役7年から10年に引き上げる。
- 第四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附 帯 決 議】

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
- 一 人身売買罪の創設など人身取引の撲滅等を図るための法整備が行われたことを踏まえ、人身取引の処罰の実効性が一層高まるよう、内外の関係機関との連携強化の下に、捜査体制の充実・強化に努めること。
 - 二 人身取引対策行動計画に掲げる各施策を推進するに当たっては、その実効性を一層高めるため、責任体制を明確にし、政府が一体となって取り組むとともに、被害の実態や対策が国民に十分周知されるよう努めること。
 - 三 人身取引対策の推進に当たっては、被害実態の正確な把握が極めて重要であることにかんがみ、NGO等の民間団体及び各国大使館等の関係機関と緊密に連携しつつ、積極的かつ継続的に実態調査を行うとともに、各施策についても適宜検証を行い、その結果が効果的に対策に反映されるよう努めること。
 - 四 外国人被害者に対する情報提供に当たっては、被害者の置かれた状況にかんがみ、周知のための一層の工夫を凝らすこと。
 - 五 人身取引の被害者が安心して保護や救済を求めることができるよう、警察、入国管理局等に適切な通訳人を確保するとともに、被害者の保護に当たっては、婦人相談所、民間シェルターなどの保護機関と十分協力して行うよう努めること。特に、被害者と接する職員に対しては、人身取引が重大な人権侵害であることを十分認識し、被害者保護を最優先させるなど被害者の視点に立った対応を行うよう、教育、研修を通じて徹底を図ること。
 - 六 人身取引の被害者の適切な保護が図られるよう、婦人相談所の人的物的体制の拡充に努めるとともに、民間シェルターに対する実態に即した的確な財政上の措置を含め必要な措置について十分に配慮すること。
 - 七 外国入国管理当局に対する情報提供に当たっては、人身取引の被害者や難民認定申請者等を危険にさらしたり、その個人情報が濫用されることのないよう特に配慮すること。
 - 八 運送業者による旅券等の確認に当たっては、恣意的な運用がされることのないよう指

導の徹底を図ること。

九 人身取引の被害者保護には、人権に十分配慮した多面的、きめ細やかな対応が求められることから、専門的な保護機関の設置、被害者の生活の保護などを含めた総合的・包括的な法整備について更に検討すること。

右決議する。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第75号) (先議)

【要旨】

本法律案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関し、責任の限度額の引上げ、旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃その他所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 責任の限度額の引上げ

1 船舶の所有者等若しくはその被用者等又は救助船舶に係る救助者若しくは当該救助船舶の船舶所有者等若しくはこれらの被用者等がする責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

① 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、2,000トン以下の船舶にあっては、1単位の100万倍の金額とし、2,000トンを超える船舶にあっては、当該金額に、2,000トンを超え3万トンまでの部分については1トンにつき1単位の400倍を乗じて得た金額を加えた金額とするなど、船舶のトン数に応じて計算された金額とする。

② 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合以外の場合においては、2,000トン以下の船舶にあっては、1単位の300万倍の金額とし、2,000トンを超える船舶にあっては、当該金額に、2,000トンを超え3万トンまでの部分については1トンにつき1単位の1,200倍を乗じて得た金額を加えた金額とするなど、船舶のトン数に応じて計算された金額とする。

2 救助船舶に係る救助者以外の救助者又はその被用者等がする責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

① 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、1単位の100万倍の金額

② その他の場合においては、1単位の300万倍の金額

二 旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃

船舶所有者等又はその被用者等は、旅客の損害に関する債権については、その責任を制限することができないものとする。

三 施行期日等

1 この法律は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

- 2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、受刑者等の権利及び義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力を育成するために効果的な処遇方法等を定めるほか、受刑者等による不服申立ての制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 刑事施設の基本及びその管理運営

刑事施設に収容される被収容者の種類と相互の分離、刑事施設視察委員会の設置・組織・権限、職員の職務権限の範囲と限界、その他刑事施設の適正な管理運営を図るための規定を整備する。

二 受刑者等の処遇

- 1 受刑者等の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合の根拠及び限界を定める。
- 2 受刑者等に対して衣食住その他の適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずる。
- 3 受刑者ごとに作成する処遇要領に基づく矯正処遇、自発性及び自律性を涵養するための生活や行動の制限の緩和、改善更生の意欲を喚起するための優遇措置、その他受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための処遇方法を定める。
- 4 面会、信書の発受等の外部交通についての規定を整備する。
- 5 刑事施設の長による一定の措置についての審査の申請、職員による身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告等の不服申立制度を整備する。

三 労役場留置者の処遇等

労役場留置者の処遇、刑事施設に代用される警察留置場に係る規定の整備その他所要の措置を講ずる。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、法律の目的、刑事施設視察委員会の意見に対して刑事施設の長の講じた措置の公表及び法施行後5年以内の見直し規定の追加等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 刑事施設における過剰収容状況を早期に解消し、単独室原則を考慮した居室環境や1日1時間目標とした運動環境の検討を含め、被収容者の生活環境の一層の改善を図る

- とともに、刑事施設職員の過酷な執務環境を改善するため、必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。
- 二 刑事施設における医療充実のため、関係省庁とも連携し、十分な医師等を確保するとともに、地域医療との連携の更なる強化に努めること。また、医療上の措置を必要とする受刑者に対しては、できるだけ受刑者本人の診療希望に配慮すること。併せて、精神医療については、出所後も引き続き必要な医療が確保されるよう、体制の整備を検討すること。
- 三 受刑者が社会と良好な関係を維持することが、その改善更生及び社会復帰に不可欠であることにかんがみ、親族との面会については、土曜・休日及び夜間の面会を可能にするための体制整備に努めるとともに、弁護士との面会については、受刑者の権利行使を阻害することのないよう配慮すること。また、外部通勤及び外出・外泊制度等については、本制度が導入された趣旨を踏まえ、対象者の選定などにおいて、適切な運用に努めること。
- 四 刑事施設視察委員会は、弁護士等の法律実務家を始め、幅広く各界各層から委員を選任することとし、委員会が刑事施設の長に述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、行刑に十分反映させるよう努めるとともに、刑事施設への国民の理解を深めるため、国民にも適切に公表すること。
- 五 薬物犯罪者や性犯罪者を含む受刑者が改善更生し社会復帰することが、再犯の防止につながり、ひいては国民全体の不安解消・利益となることにはかんがみ、適切な処遇プログラムの策定、専門的知識・技能を有する職員及び民間人の積極的活用、社会の支援体制の強化など、矯正処遇及び社会内処遇を強化する施策を講じること。特に、処遇プログラムの策定に当たっては、受刑者に責任を自覚させた上での真の改善更生を図るため、被害者等による講演など被害者の視点を取り入れた教育の充実・強化に努めること。また、受刑者の再犯防止には就労の安定も効果的であることにかんがみ、協力雇用主の拡大等を図ること。
- 六 受刑者の生活及び行動に対する制限については、人権尊重の観点から、隔離、保護室への収容、懲罰の執行中の行動制限などが合理的な限度を超えることがないよう、適切な運用に努めること。
- 七 不服審査、事実の申告制度に関して設置される予定の刑事施設不服審査会の委員には、刑事拘禁施設における人権保障や医療の在り方について法務省から独立し優れた識見を有する者を選任すること。また、自ら不服申立てを行う能力のない者についても不服審査書を作成することのできるよう特段の配慮をすること。
- 八 外国人受刑者については、本国における処遇が、その改善更生及び円滑な社会復帰の促進にとってより重要であることにかんがみ、関係国との受刑者移送条約の早期締結に努めること。
- 九 代用監獄制度の在り方を含め、未決拘禁者等の処遇等については、日本弁護士連合会との協議を迅速に進め、早期の法整備の実現に努めること。
- 右決議する。

会社法案（閣法第81号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、会社に関する法制について、最低資本金制度の撤廃、会社の機関の設置等における定款自治の範囲の拡大、合併等の組織再編成に関する手続の整備、有限責任社員のみで構成される新たな会社類型の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によって一体のものとして再編成を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、利用者の視点に立った規律の見直し

- 1 株式会社と有限会社を一つの会社類型（株式会社）として統合する。
- 2 株式会社の設立に際して出資すべき額については、下限額の制限を設けない。

二、会社経営の機動性・柔軟性の向上

- 1 組織再編行為（合併、会社分割等）に係る規制の見直し

- ① 吸収合併、吸収分割及び株式交換の場合において、消滅会社の株主等に対して、存続会社等の株式を交付せず、金銭その他の財産を交付することができる。
- ② 吸収合併の存続会社が合併の対価として交付する存続会社の株式数の発行済株式総数に対する割合と存続会社株式以外の財産の純資産額に対する割合の合計が20パーセント以下の場合には、存続会社の株主総会の承認を要しない。吸収分割、株式交換等においても同様とする。

- 2 株式・新株予約権・社債制度の改善

- ① 株式会社は、ある種類の株式の譲渡について承認を要することを定款で定めることができる。
- ② 株式会社の設立後の現物出資等の財産価格の総額が500万円を超えないときは、検査役の調査を要しない。

- 3 株主に対する利益の還元方法（利益配当等）の見直し

- ① 株式会社は、原則として、いつでも、株主総会の決議によって、剰余金の配当を決定することができる。
- ② 取締役会設置会社であって会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期を選任後一年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとする会社は、剰余金の配当等に係る事項を取締役会決議で決定できる旨を定款で定めることができる。

- 4 取締役の責任に関する規定の見直し

- 取締役の会社に対する各種の責任について、委員会設置会社とそれ以外の会社の場合との間における規定の調整を図ることとし、委員会設置会社以外の会社の取締役の会社に対する責任について、無過失責任規定を見直し、株主の権利行使に関する利益供与をした取締役等の責任を除き、原則として過失責任とする。

三、会社経営の健全性の確保

- 1 株主代表訴訟制度の合理化

- ① 原告が株式交換等によって株主たる地位を失っても、完全親会社となる会社の株主となる場合及び合併により存続会社等の株主となる場合は、原告適格を失わない。

- ② 株式会社は、株主から取締役等の責任について提訴請求を受けた日から60日以内に訴えを提起しない場合において、株主等からの請求を受けたときは、遅滞なく、これらの者に対し、不提訴理由を通知しなければならない。
- ③ 株主代表訴訟を提起することができない場合を規定する。

2 内部統制システムの構築の義務化等

取締役会設置会社においては、内部統制システムの構築の基本方針については取締役会の専決事項とし、決議の概要を営業報告書の記載事項とする。大会社については、その構築の基本方針の決定を義務付ける。

3 会計参与制度の創設

株式会社は、取締役・執行役と共同して計算書類等を作成する会計参与を設置する旨を定款で定めることができる。

4 会計監査人の任意設置の範囲の拡大

大会社以外の株式会社は、定款で、会計監査人の設置を定めることができるものとし、みなし大会社の制度は廃止する。

四、特別清算制度の見直し

- 1 特別清算開始の申立てができる裁判所の管轄を拡大する。
- 2 協定の可決要件のうち議決権額要件を緩和する。
- 3 会社の整理の制度を廃止する。

五、合同会社の創設

社員全員が有限責任であり、会社の内部関係については、組合的規律が適用される新たな会社類型（合同会社）を創設する。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、株主の権利行使に関する利益供与をした取締役等の無過失責任化、株式会社の市場において行う取引による自己株式の売却に係る規定の削除、株主代表訴訟を提起することができない場合のうち、株式会社の正当な利益が著しく害されること、株式会社が過大な費用を負担することとなることなどが相当の確実さをもって予測される場合を削除するなどの修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法が、我が国の経済社会において会社が果たす役割の重要性にかんがみ、その利用者の視点に立った規律の見直し、経営の機動性及び柔軟性の向上、経営の健全性の確保等の観点から、会社に係る様々な制度を抜本的かつ体系的に見直し、企業の多様なニーズへの対応を可能とした趣旨を踏まえ、各会社において、それぞれの実情に即した適切な管理運営の在り方を選択することができるよう、本法の内容の周知徹底を図ることをはじめとして、適切な措置を講ずること。

- 二 株主総会の招集地に関する規定の変更については、株主総会が株主の権利行使の重要

な一局面であることにかんがみ、その招集に当たって、株主の利便性を損なう恣意的な招集地の決定がされることがないよう、株主総会の招集通知の記載事項の在り方等について適切な措置を講ずること。

三 会社に対する取締役の責任を原則として過失責任に再編成することに伴い、会社財産の流出を防止し、株主や会社債権者を保護するという観点から、会社内部で適正なコーポレートガバナンスが確保されるよう、周知徹底に努めるとともに、今後の状況を見ながら、必要に応じ、会社に対する取締役の責任の在り方について見直しを行うこと。

四 破産手続開始の決定を受け復権していない者を取締役として選任することを許容することについては、そのような者に再度の経済的再生の機会を与えるという目的について十分な理解が得られるよう、その趣旨の周知徹底に努めること。

五 株主による取締役の直接の監視機能として、定期的に取締役の改選手続を行うことが重要であることにかんがみ、取締役の任期の在り方については、今後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じ、その見直しを検討すること。

六 拒否権付株式等、経営者の保身に濫用される可能性のある種類株式の発行については、その実態を見ながら、必要に応じ、これを制限するなどの法的措置も含め、検討を行うこと。

七 企業再編の自由化及び規制緩和に伴い、企業グループや親子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわれることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任の在り方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うこと。

八 株主代表訴訟の制度が、株主全体の利益の確保及び会社のコンプライアンスの維持に資するものであることにかんがみ、今回の見直しにより、この趣旨がより一層実効的に実現されるよう、制度の運用状況を注視し、必要があれば、当事者適格の見直しなど、更なる制度の改善について、検討を行うこと。

九 類似商号規制の廃止については、その運用状況を注視し、必要があれば、既存の商号に対する簡易な救済制度の創設を含め、対応措置を検討すること。

十 会社設立時の出資額規制の撤廃については、企業家のモラル低下、会社形態を悪用したペーパーカンパニーの濫立、会社設立後の活動資金不足などの問題が生じることのないよう注視し、必要があれば、対応措置を検討すること。

十一 会計参与制度の創設については、会計参与が主として中小会社における計算の適正の確保に資する任意設置の機関として設けられた趣旨を踏まえて、制度の周知徹底に努めること。

十二 有限会社制度が廃止されることに伴い、既存の有限会社が新しい株式会社や新たに創設される合同会社等に移行するに当たり、不利益を被らないよう配慮し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

十三 合同会社制度については、今後の利用状況を観察し、株式会社の計算等に係る規制を逃れるために株式会社から合同会社への組織変更等が顕在化した場合は、必要に応じ、その計算に関する制度の在り方について、見直しを検討すること。

十四 合同会社に対する課税については、会社の利用状況、運用実態等を踏まえ、必要があれば、対応措置を検討すること。

十五 外国会社による我が国への投資が、我が国経済に対してこれまで果たしてきた役割の重要性及び当該役割が今後も引き続き不可欠なものとして期待される点にかんがみ、会社法第821条に関して、その法的確実性を担保するために、次の諸点について、適切な措置を講ずること。

1 同条は、外国会社を利用した日本の会社法制の脱法行為を禁止する趣旨の規定であり、既存の外国会社及び今後の我が国に対する外国会社を通じた投資に何ら悪影響を与えるものではないことについて、周知徹底を図ること。

2 同条は、外国の事業体に対し、特定の形態を制限し又は要求する趣旨のものではないことについて、周知徹底を図ること。

十六 会社法第821条については、本法施行後における外国会社に与える影響を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討すること。

右決議する。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）

【要旨】

本法律案は、会社法の施行に伴い、有限会社法等を廃止し、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、廃止する法律

- 1 商法中署名すべき場合に関する法律（明治33年法律第17号）
- 2 商法中改正法律施行法（昭和13年法律第73号）
- 3 有限会社法（昭和13年法律第74号）
- 4 銀行等の事務の簡素化に関する法律（昭和18年法律第42号）
- 5 会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭和23年法律第64号）
- 6 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和24年法律第137号）
- 7 商法の一部を改正する法律施行法（昭和26年法律第210号）
- 8 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）
- 9 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）

二、商法（明治32年法律第48号）の一部改正

- 1 第1編（総則）は、個人商人についての規定として整理した上で、規定を現代的な表記に改める。
- 2 第2編（会社）は、全部削る。
- 3 第3編（商行為）のうち、第501条から第542条までの規定は、現代的な表記に改める。

三、有限会社法等の廃止及び商法の一部改正に伴う経過措置

- 1 現行の有限会社は、会社法の規定による株式会社として存続するものとするが、「有限会社」の商号の継続使用を許容し、取締役の任期等について現行の制度を維持する。
- 2 現行の株式会社、合名会社又は合資会社は、それぞれ会社法の規定による株式会社、合名会社又は合資会社として存続するものとする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、会社法の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、会社法案の修正に伴い証券取引法ほか3法律の規定を整備する修正が行われた。

出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案（衆第34号）

【要旨】

本法律案は、国際交流の進展に伴い、出入国管理及び難民認定法第2条第5号口の旅券を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする外国人の上陸手続の円滑化を図るため、その上陸の申請に係る特例措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、出入国管理及び難民認定法第2条第5号口に該当する旅券を所持する外国人であって、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合においては、同法第6条第1項本文の規定にかかわらず、その旅券には、日本国領事官等の査証を要しない。

二、この法律は、2005年日本国際博覧会の終了の日の翌日から施行する。